

産業廃棄物処理業 **廃止 変更** 届出書

平成 年 月 日

北九州市長 様

■記入例■
斜体文字は記入例
太字は注意事項

届出者 〒803-8501

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏名 北九州 株式会社

代表取締役 北九 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-582-2177

FAX番号 093-582-2196

平成29年9月1日付け第07600000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について**廃止
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
※ 今回の変更届出書では記入する必要はありません。		

廃止又は変更の理由 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明確にするため。

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

新	旧
<p>※ 囲いのない部分は「旧」の内容をそのまま記入してください。</p> <p>1 事業の範囲</p> <p>積替え又は保管を含まない 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、ダスト類 以上15種類 <u>（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）</u> （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>積替え又は保管を含む 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、ダスト類 以上12種類 <u>（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）</u> （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>下線部を参考に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について取扱いの有無を明記してください</p>	<p>1 事業の範囲</p> <p>積替え又は保管を含まない 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、ダスト類 以上15種類 （石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>積替え又は保管を含む 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、ダスト類 以上12種類 （石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>現在お持ちの許可証の「事業の範囲」に記載されている内容を記入してください</p>